

スチュワードシップ・コードの実施状況に対する自己評価の結果

（評価期間：2025 年 4 月から 2026 年 3 月）

当社は、企業における継続的な付加価値の創造が日本の国富形成を担うとの認識に立ち、「責任ある機関投資家の諸原則（スチュワードシップ・コード）」を受け入れており、スチュワードシップ・コードの原則 6 に基づき、2025 年 4 月から 2026 年 3 月における当該コードの各原則（指針を含む）の実施状況に対する自己評価の結果を以下の通り報告致します。

【自己評価の総括】

当社は、上記評価期間において、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大に資するため、適切な議決権行使や、投資先企業の成長に繋がるような対話（エンゲージメント）を行い、スチュワードシップ・コードの各原則に則して適切に業務運営を行ったと自己評価しております。

議決権行使やエンゲージメント活動の実施状況については、「お客さま本位の業務運営に関する委員会」に定期的に報告し、検証を受けています。

スチュワードシップ・コードの実施状況に対する自己評価

（評価期間：2025 年 4 月～2026 年 3 月）

原則	方針	自己評価
原則 1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社は、スチュワードシップ・コードへの取組み・方針等を取締役会の決議を経て策定し、当社ホームページで公表しています。 また、当社は、責任ある機関投資家として、「投資先企業に対するエンゲージメント活動」、「適切な議決権行使」、「ESG 投資」を通して、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する責任があると考えており、これらの取組みをホームページで開示しています。
原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社は、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反の発生によりお客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引等を管理し業務を適切に遂行しています。 また、議決権行使に関する利益相反管理については、「議決権行使に関する基本方針」に基づき、議決権行使における利益相反の観点から管理すべき対象企業（以下、利益相反管理対象企業）を利益相反管理統括者が決定し、利益相反管理対象企業の議決権の賛否案については、利益相反管理統括部署が事前検証を行います。更に、「お客さま本位の業務運営に関する委員会」において、議決権行使結果の検証も実施しています。 また、「利益相反管理方針」、「議決権行使に関する基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

原則	方針	自己評価
原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	当社のファンド・マネージャーや企業調査を担当するアナリスト（以下、「企業アナリスト」）は、投資先企業の経営陣や IR 担当者等への取材や説明会等を通じて、投資先企業の状況（事業環境、収益動向、直面している課題や課題に対する取組み等）を的確に把握することに努めています。 特に、企業不祥事など ESG の観点から大きな問題があると判断される企業は、精査企業に選定し、事態の把握に努めるとともに、再発防止策など企業の対応をフォローする体制を整備しています。
原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	当社は、投資先企業の企業価値の向上を目的として、企業アナリストや株式運用を行うファンド・マネージャー、議決権行使担当者等で構成されるエンゲージメント会議を設け、組織的にエンゲージメント活動を実施しています。 エンゲージメント会議では、重点的に対話を行う重点対話企業の選定、ESG 要素を考慮した課題の抽出、課題解決に向けた対話方針等をメンバー全員で議論し策定しています。投資先企業の経営陣や IR 担当者等と建設的な対話を行い、投資先企業の課題の改善状況をフォローしています。 2025 年 6 月に公表された改訂版コードに対応し、当社は投資先企業との間で建設的な対話を促進するため、投資先企業からの求めに応じて、当該企業の株式の保有状況をお伝えすることを決定しました。
原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	当社は、「議決権行使に関する基本方針」に基づき、受託者責任の観点から運用財産の権利者の利益の最大化を図ることを目的として、適切に議決権行使を行っています。「国内株式議決権行使基準」では、投資先企業のガバナンスや、業績、株主還元、不祥事の有無等を行使基準として定めています。 2026 年 3 月に同基準を改正（2026 年 4 月総会から適用）し、スチュワードシップの観点から投資先企業に対し、資本コストをより意識した経営の浸透を促すため、取締役選任基準を一部見直しました。
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	株主総会の開催が集中する 5 月及び 6 月の株主総会における議決権行使の結果については、当社ホームページ「議決権行使に関する基本方針」において開示しています。また、四半期毎の議決権行使結果（個別開示）は当社ホームページ「日本版スチュワードシップ・コードの受入れと当社の取組み・方針等について」において開示しています。同ホームページでは、エンゲージメント活動（投資先企業との対話の概況）についても、開示しています。
原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	スチュワードシップ活動の中心となるファンド・マネージャー、企業アナリスト、議決権行使担当者は、エンゲージメント会議や議決権行使会議等において、知識の共有を図るとともに、外部セミナーへの参加により、スチュワードシップ活動に必要な知識の習得に努めています。 また、当社は、証券アナリスト（CMA）資格や米国 CFA 協会認定証券アナリスト資格等、役職員の資格取得の支援にも積極的に取り組んでいます。